

## 寄附金等の税制上の優遇措置について（ご案内）

当センターは平成22年4月から公益社団法人に認定されました。当センターへの寄附金等は、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

### 1. 寄附者が個人の場合

個人が当センターに寄附した場合、「特定寄附金」として下記の金額を限度に寄附金控除が受けられます。

#### 寄附金控除額の計算式

$$\begin{array}{l} \text{「その年中の支出した特定寄附金」と} \\ \text{「年間所得額の40％相当額」の} \\ \text{いずれか少ないほうの金額} \end{array} \quad - \quad 5 \text{ 千円} \quad = \quad \text{寄附金控除額}$$

(所得税法第78条)

### 2. 寄附者が法人の場合

#### ○公益社団法人に対する寄附金の特別損金算入制度

法人が当センターに寄附した場合、その寄附金の合計額のうち一定の限度額まで損金算入が認められます。つまり公益社団法人に対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で、一定限度までの金額を別途損金に算入することができます。

#### 損金算入限度額の計算式

$$\begin{array}{l} [ (\text{資本金等の金額} \times 2.5 / 1000 \times \text{事業年度の月数} / 12) + \\ (\text{当該事業年度の所得金額} \times 5.0 / 100) ] \times 1/2 \end{array}$$

(法人税法第37条4項)

\*「寄附金控除」・「法人税法上の損金算入」を受けるためには、確定申告に際して当センターが発行する領収書が必要になります。

また、上記以外にも「公益社団法人に相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度」「財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税制度」がありますので、詳しくは最寄りの税務署でご確認ください。

### お問合せ先

## 公益社団法人 紀の国被害者支援センター

TEL・FAX 073-427-2100/月～金10:00-17:00（祝日・年末年始は除く）

（本資料は平成22年4月1日現在で作成しています）